４食生第311号

令和４年(2022年)11月２日

関係団体の長　様

長野県健康福祉部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を

改正する件及び食品衛生法第13条第３項の規定により人の健康を損なうおそれの

ないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する

件について（通知）

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第151号）、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第318号）及び食品衛生法第13条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第319号）について、令和４年10月26日付け生食発1026第１号により厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

１　改正の概要

（1）省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第12条の規定により、Ｌ－酒石

酸カルシウムを省令別表第１に追加した。

(2) 規格基準告示関係

・添加物関連

法第13条第１項の規定により、Ｌ－酒石酸カルシウムの成分規格及び使用基準を設定した。また、フェロシアン化カリウムについて使用基準を改正した。

・残留基準値関係

法第13条第１項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が

設定された。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 成　分　名 | 用　途 | 備　考 |
| アフィドピロペン | 殺虫剤 | 農薬 |
| アンピシリン | 抗生物質 | 動物用医薬品 |
| シアントラニリプロール | 殺虫剤 | 農薬 |
| シフルトリン | 殺虫剤 | 農薬及び動物用医薬品 |
| テトラニリプロール | 殺虫剤 | 農薬 |
| バシトラシン | 抗生物質 | 動物用医薬品及び飼料添加物 |
| ピコキシストロビン | 殺菌剤 | 農薬 |
| フェノキシメチルペニシリン | 殺虫剤 | 農薬 |
| フルフェノクスロン | 殺虫剤 | 農薬 |
| ペンシクロン | 殺虫剤 | 農薬 |
| ルバベグロン | アンモニアガス排出の抑制 | 動物用医薬品 |

　(3) 対象外物質告示関係

　　　法第13条第３項の規定に基づく対象外物質として、「農薬アブシシン酸」が追加された。

２　適用期日

(1) 省令関連

　　公布の日から施行する。

(2) 規格基準告示関連

告示日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用される。

３　運用上の注意

　・添加物関係

　(1) Ｌ－酒石酸カルシウム及びフェロシアン化カリウムの使用に当たっては、適切な製造工程

管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

(2) Ｌ－酒石酸カルシウム及びフェロシアン化カリウムの使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法

（昭和28年法律第６号）第３条第13号に規定する果実酒又は同条第14号に規定する甘味果実

酒に該当し、ぶどうを主原料とするものである。

・残留基準値関係

(1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、アンピシリン、バシトラシン及びフェノキシメチルペニシリンは、規格基準告示の第１ 食品の部Ａ 食品一般の成分規格の１に規定する抗生物質に該当するため、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならない。

(2) 「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているアフィドピロペンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

(3) 「大豆油」に設定されているピコキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準

値を削除する。なお、「大豆油」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮し

て、原材料中の濃度に換算し、「大豆」の残留基準値への適・不適を確認する。

健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係

（課長）久保田 耕史（担当）河原 慎一郎

電　　話　026-235-7155(直通)

Ｆ Ａ Ｘ　026-232-7288

電子ﾒｰﾙ　shokusei@pref.nagano.lg.jp